

CSR検定

担当者なら答えられて当然——目指せ「CSRマスター」

1. CSRの定義として正しいものはどれか。

- ㉑ 次の3点を本質として掲げ、経済的責任と社会的責任を調和させて、社会と企業の相互の発展を実現しようとするもの。
- ㉒ 企業と社会の継続的な相乗発展に資するもの
- ㉓ 事業の中核に位置づけるべき「投資」
- ㉔ 自主的な取り組み
- ㉕ 透明かつ倫理的な行動を通じて、組織の決定および活動が社会及び環境に及ぼす影響に対する組織の責任。具体的には、健康及び社会の繁栄を含む持続可能な開発への貢献、ステークホルダーの期待への配慮、関連法令の順守及び国際行動規範の尊重、組織全体で統合され、組織の関係の中で実践される行動。
- ㉖ 企業活動において経済、環境、社会の側面を総合的に捉え、競争力の源泉とし、企業価値の向上につなげること。
- ㉗ 責任ある行動が持続可能な事業の成功につながるという認識

を企業が深め、社会・環境問題を自発的に、その事業活動およびステークホルダーとの相互関係に取り入れるための概念。

㉘ 上記の全てが正しい。

2. CSRへの取り組みにあたって検討しなければならないステークホルダーに該当するものはどれか。

- ㉙ 金銭的な利害関係が直接発生する株主・投資家
- ㉚ 地域住民、官公庁、研究機関、金融機関、従業員などの組織の何らかの活動又は決定に利害関係を持つ個人又は団体
- ㉛ 組織とは直接の関係がないが、組織のために価値ある提案をすることができるまたは提案することを助ける個人や団体
- ㉜ 事業活動とは直接関係がない、組織による人権侵害や環境汚染を監視し場合によっては組織に厳しい非難を浴びせるNP
- ㉝ NGO
- ㉞ ㉙～㉜いずれも該当する。

3. CSRへの取り組みにあたって、ステークホルダーエンゲージメントの重要性が指摘されるが、定義として正しいものはどれか。

- ㉟ ステークホルダーおよびステークホルダーの懸念を理解し、企業活動や意思決定プロセスに関与させるための組織努力。
- ㊱ ステークホルダーの意思決定に影響を与える重要課題について、ステークホルダーに説明すること。
- ㊲ ステークホルダーと組織の間で交わした約束。
- ㊳ 異なる考え方、ニーズ、代替案を探索するために、戦略またはイニシアティブに関する相互理解、信頼、協力の促進を視野に入れて行うステークホルダーとの見解・意見の交換。
- ㊴ 上記の全てが正しい。

4. CSRに関する世界中で発効されているイニシアティブ（規格・ガイドライン）に該当しないものはどれか。

- ㊵ A A 1 0 0 0
- ㊶ S A 8 0 0 0
- ㊷ E C S 2 0 0 0
- ㊸ トリプルボトムライン
- ㊹ I S O 1 4 0 0 1
- ㊺ ISO 26000 社会的責任の手引きが、組織が対処することが望ましい経済的、環境的、社会的影響（中核主題）として定義していないものはどれか。
- ㊻ 企業統治
- ㊼ 人権
- ㊽ 労働慣行
- ㊾ 環境
- ㊿ 財務報告の信頼性
- ㋀ 消費者課題

6. 企業への株式投資の際に、

解答記入欄

氏名								
9		1						
10		2						
11		3						
12		4						
13		5						
14		6						
15		7						
			8					

得点 点

財務的分析に加えて企業の環境対応や社会的活動などの評価を加味して投資先企業を決定し、かつ責任ある株主として行動する投資手法を何とというか。

- ⑦ GRI
- ⑧ KPI
- ⑨ SRI
- ⑩ BSI

7. 以下の説明のうち、間違っているものはどれか。

- ① 倫理・社会的理由から特定の企業や業種を排除する手法をネガティブスクリーンといい、業種態にかかわらず各業種の中で社会的に優れた取り組みをしている企業を選択する手法をポジティブスクリーンという。
- ② 2007年の日本における社会的責任投資は約8000億円ある。
- ③ 2007年のアメリカの社会的責任投資は約270兆円ある。
- ④ 2007年の欧州における社会的責任投資は約150兆円ある。

「解答」と「解説」は次ページ

- ⑤ SRIの中心となる投資手法は、環境や人権などの社会問題、および、企業の透明性を示すコーポレートガバナンスに対する企業の取り組みを投資評価基準に組み入れることであり、「E

SG課題」と呼ばれている。

8. 以下の組織の説明のうち、正しいものはどれか。

- ① アムネスティは、貧困の克服を目指す国際的団体である。
- ② グリーンピースは、絶滅危機生物や生物多様性の保護を主な目的として活動している団体である。
- ③ オックスファムは、人権侵害の防止に取り組む国際的な人権団体である。
- ④ カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)は、気候変動によってもたらされる企業価値や企業活動への影響に対応するための、株主と企業の永続的な関係作りを促進するために組織された団体である。
- ⑤ WWFは、世界的な規模で起こる環境問題に取り組む国際環境保護団体である。

9. 京都メカニズムに該当しないものはどれか。

- ① CDM (Clean Development Mechanism)
- ② JI (Joint Implementation)
- ③ 排出権取引
- ④ 吸収源活動
- ⑤ IPPC (Intergovernmental Panel on Climate Change)

10. ダイバーシティを意味するものとして最も適切なものはどれか。

- ① 女性の活力推進
- ② 多様な価値観の尊重
- ③ 男女雇用機会均等
- ④ 高齢者・障害者の雇用促進
- ⑤ 仕事と家庭生活の両立

11. 国際労働機関(ILO)にて規定されている守られるべき最低限の労働基準(中核的労働基準)に該当しないのは次のうちどれか。

- ① 結社の自由及び団体交渉権
- ② 強制労働の禁止
- ③ ハラスメント行為の禁止
- ④ 児童労働の実効的な廃止
- ⑤ 雇用及び職業における差別の排除

12. 国連が「ミレニアム開発目標」にて定めた、2015年までに達成すべき8つの目標に該当しないものはどれか。

- ① 環境の持続可能性の確保
- ② 極度の貧困と飢餓の撲滅
- ③ 健全な企業経営への取り組み
- ④ HIV/AIDS、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止
- ⑤ ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上

13. 世界人口の過半数を占めていると推計される低所得層(1日2ドル未満で生活している人たち)を潜在消費者と捉え、新しい顧客(市場)を創造するビジネスの形態は次のうちどれか。

- ① フェアトレード
- ② ソーシャルアントレプレナー
- ③ BOPビジネス
- ④ LOHAS
- ⑤ グリーンニューデール

14. 情報開示にかかる規格・ガイドラインとして該当しないものはどれか。

- ① 環境報告ガイドライン
- ② GRIガイドライン
- ③ グローバルコンパクト
- ④ セリクス原則
- ⑤ ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン

15. 会社法上、内部統制の構築要件として具体的に規定されているものはどれか。

- ① ガバナンスについて
- ② コンプライアンスへの取り組みについて
- ③ CSRへの取り組みについて
- ④ サプライチェーンマネジメントへの取り組みについて
- ⑤ 環境への取り組みについて

CSR検定の「解答」&「解説」

1. ㉠

㉠は、経済同友会が第15回企業白書「市場の進化と企業の社会的責任経営」にて定義したものの。㉠は、ISO26000社会的責任に関する手引（08年12月24日付けの仮訳版）の社会的責任の定義。㉡は、日本経済団体連合会が「企業の社会的責任（CSR）推進にあたっての基本的考え方 2004年」から引用。㉢は、EUの「社会的責任に関する通達」から引用。よって、全てがCSRの定義である。

2. ㉣

ステークホルダーとは、事業活動との直接的・間接的關係に係らず、組織と利害関係を有するあらゆる者を意味する。よって、㉠㉡の全てが該当する。

3. ㉡

ステークホルダーエンゲージメントとは、組織が意思決定を行う際に、ステークホルダーの懸念・関心事項を考慮することである。㉠は、英国のNPO法人アカウンタビリティ社の「ステークホルダーエンゲージメント・マニュアル 第2巻・実務者のためのステークホルダーエ

ンゲージメント・ハンドブック「日本語翻訳版」によるステークホルダーエンゲージメントの定義。㉠は、アカウンタビリティ（説明責任）、㉡は、ステークホルダーダイアログの説明。㉢は、エンゲージメントを「参画」や「関与」ではなく、「約束」と解釈したもの。

4. ㉤

㉤は、ジョンエルキントン氏が提唱した企業経営の考え方であり、規格やガイドラインではない。トリプルボトムラインとは、「経済」「環境」「社会」の3つの側面を指し、これら3つの側面を配慮した経営を行うことで、企業のサステナビリティが高まるといふもの。㉠は、組織が説明責任を果たすための規格。㉡は、労働者の権利保護に関する企業行動規範。㉢は、企業倫理及び法令遵守に関するマネジメントシステム規格。㉣は、環境マネジメントシステムの規格。

5. ㉦

08年12月24日付けの「ISO26000社会的責任の手引」（日本語仮訳版）は、組織に7つの中核課題への対処を検討することを奨励している。7つの

中核課題とは、企業統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業活動、消費者課題、コミュニケーション参画及び開発。よって、㉠㉡㉢は、中核課題に該当する。なお、企業の粉飾決算に伴う問題は、ISO26000では直接取り扱っておらず、企業統治に含まれるものとされている。

6. ㉧

SRIは「Socially Responsible Investment」の略称であり、日本語では社会的責任投資。㉠は、「Global Reporting Initiatives」の略称で、サステナビリティレポートの作成のガイドラインを開発した団体の名称。㉡は、業績評価指標の「Key Performance Indicator」の略称。㉢は、英国の規格認証団体の俗称。

7. ㉠

SRI発祥の地・米国では、SRIをその運用方法により以下の3つに分類している。①スクリーン運用、②株主行動、③コミュニティ投資。㉠は①に該当する。また、「モーニングスター」「Yahoo Finance」データによると07年6月末現在の日本のSRIファンドは40本あり、純資産額は約3000億円とのこ

と。欧米の市場規模はアメリカで270兆円、欧州で150兆円規模と推計されている。よって、㉡、㉢は正しい。㉣のESGとは、環境（Environment）、社会（Social）、コーポレートガバナンス（Governance）の略語。一般的なSRIの評価基準の類型であり、正しい。

8. ㉤

アムネスティは、人権侵害の防止に取り組む国際的な人権団体であり、オックスファムは、貧困の克服を目指す国際的団体であるため、㉠の説明と、㉡の説明は逆である。また、グリーンピースは、世界的な規模で起こる環境問題に取り組む国際環境保護団体であり、WWFは、世界最大の自然保護、絶滅危機生物や生物多様性の保護などを展開している団体であるため、㉠の説明と㉣の説明は逆である。よって、㉢が正しい。

9. ㉦

京都議定書は、温室効果ガス削減目標を達成するための柔軟措置として、CDM、JI、排出権取引、吸収源活動を提示。よって、㉠㉡は京都メカニズムに該当。㉢は、発展途上国で温室効果ガス排出削減活動を実施し、その削減分をクレジットして国連より認定を受けそのクレジットを取引するスキーム。㉣

は、排出削減義務を負っている国において温室効果ガス排出削減活動を実施しその削減分をクレジットとして取引する仕組み。㉗は、他国が持っている排出権を購入したり、余った排出権を売却したりする取引。㉘は、森林の再生や開拓により温室効果ガス削減すること。㉙は、国際的な専門家で構成された地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構であり、京都メカニズムに該当しない。

10. ①

ダイバーシティの本来の意味は、多様な価値観の尊重であり、女性、高齢者、障害者のみならず、人種、性別、年齢、宗教、生き方、考え方、性格などを尊重し、各自の個性を活かし能力を発揮できるような組織をつくること。よって、㉑㉒㉓は最適な解答ではない。㉔は、ワークライフバランス。

11. ㉗

ILOの中核的労働基準は、「結社の自由及び団体交渉権」「強制労働の禁止」「児童労働の実効的な廃止」「雇用及び職業における差別の排除」の4つの分野で8つのILO条約を指定するという形で定められている。㉕、㉖、㉗、㉘は4つの分野。㉙は、該当しない。

12. ㉗

「ミレニアム開発目標」は、00年9月に開催された国連ミレニアム・サミットにて採択された国際的な合意事項であり、8つの目標で構成されている。8つの目標とは、㉑、㉒、㉓と、初等教育の完全普及の達成、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康の改善、開発のためのグローバルなパートナーシップの推進であり、それぞれにターゲットと指標が設定されている。㉔は、該当しない。

13. ㉗

貧困層を顧客に変えるBOP (Bottom of Pyramid) ビジネスの成功事例が開始しており、関心を集めている。BOPビジネスは、途上国を「寄付の対象」でなく、「投資の対象」とすることで、途上国も企業にもプラスの影響をもたらす企業の「本業を通じたCSR活動」を実現することを理想としている。㉕は、発展途上国で作られた作物や製品を適正な価格で継続的に取引することにより生産者の経済的自立を促す仕組み。㉖は、自ら利益を上げつつ社会問題を解決する社会企業家。必ずしも貧困層をターゲットにするわけではないので該当しない。㉗は、「Lifestyles Of Health And Sustainability」の略であり、健康

や環境問題に関心の高い人々のライフスタイルの総称。㉘は、地球温暖化対策を軸にした景気浮揚策。環境関連市場を拡大し雇用を創出しようとする対策。

14. ㉗

㉑は、環境省が作成した定期的に環境情報の報告を行う際のあり方を示す指針。㉒は、NPO法人「Global Reporting Initiatives」が開発したサステナビリティレポート作成のためのガイドライン。㉓は、環境問題への対応について守るべき判断基準を示したもの。10項目で構成されており、その中に「情報の公開」が含まれている。㉔は、経済産業省が作成した、ステークホルダーごとに環境報告書に掲載すべき項目と内容に重みをつけたガイドライン。㉕は、国際的合意であり、規格・ガイドラインではない。よって㉖が該当しない。

15. ①

会社法における法務省令第100条において、内部統制の具体的な構築要件が示されているが、第4号についてコンプライアンス体制の構築が規定されている(第100条 法第362条第4項

評価

点数	評価
20点以上	CSR担当者が持つべき知識レベル
12点以上	CSRを推進している従業員に期待する知識レベル
8点以上	日常的に新聞を読んで理解できている知識レベル
4点以上	社会人として保持したい知識レベル
4点未満	がんばって知識を拡充してほしい

配点

問題	難易度	点数	問題	難易度	点数
1	中	2	9	高	3
2	低	1	10	低	1
3	高	3	11	中	2
4	低	1	12	中	2
5	中	2	13	低	1
6	低	1	14	低	1
7	中	2	15	中	2
8	低	1	点数の合計		25点

低：7×1=7点 中：6×2=12点 高：2×3=6点

第6号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)。その他の取り組みは、直接的に構成要件としては規定されていない。